

令和 3 年 第 3 回 神 奈 川 県 議 会 定 例 会

提 出 議 案 説 明 資 料 (附 属 資 料)

(11 月 25 日 提 案 分)

警 察 本 部

目 次

ページ

1	収入証紙に関する条例新旧対照表	1
2	神奈川県手数料条例新旧対照表	2

1 収入証紙に関する条例新旧対照表（昭和39年神奈川県条例第76号）

新		旧	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
1 （略）		1 （略）	
2 手数料		2 手数料	
名称	根拠規定	名称	根拠規定
1～28 （略）		1～29 （略）	
29 （略） <u>銃砲等又は刀剣類の所持許可申請手数料</u> （略） <u>猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習手数料</u> <u>クロスボウの取扱いに関する講習手数料</u> （略） <u>国際競技参加外国人に係る銃砲等又は刀剣類の所持許可申請手数料</u> <u>銃砲等又は刀剣類の所持許可証書換え手数料</u> <u>銃砲等又は刀剣類の所持許可証再交付手数料</u> <u>猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可更新申請手数料</u> （略） <u>年少射撃資格認定のための講習手数料</u> <u>クロスボウ射撃資格認定申請手数料</u> （略）	神奈川県手数料条例第2条	30 （略） <u>銃砲又は刀剣類の所持許可申請手数料</u> （略） <u>猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習手数料</u> <u>（新設）</u> （略） <u>国際競技参加外国人に係る銃砲又は刀剣類の所持許可申請手数料</u> <u>銃砲又は刀剣類の所持許可証書換え手数料</u> <u>銃砲又は刀剣類の所持許可証再交付手数料</u> <u>猟銃又は空気銃の所持許可更新申請手数料</u> （略） <u>年少射撃資格認定のための講習手数料</u> <u>（新設）</u> （略）	神奈川県手数料条例第2条
30～32 （略）		31～33 （略）	

2 神奈川県手数料条例新旧対照表（平成12年神奈川県条例第2号）

新			旧		
別表（第2条関係） 1～9（略） 10 公安委員会関係			別表（第2条関係） 1～9（略） 10 公安委員会関係		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1～11（略）			1～11（略）		
12 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の規定に基づく銃砲等又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査	銃砲等又は刀剣類の所持許可申請手数料	(1) 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づく <u>猟銃又は空気銃の所持の許可の申請に係る審査</u> 6,800円 (当該申請を行う者が本県において同時に他の同号の規定に基づく <u>猟銃又は空気銃の所持の許可の申請</u> を行う場合における当該他の同号の規定に基づく <u>猟銃又は空気銃の所持の許可の申請に係る審査</u> にあつては、4,300円) (2) <u>銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請に係る審査</u> 6,800円 (当該申請を行う者が本県において同時に他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請に係る審査)にあつては、4,300円) (3) (略)	12 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の規定に基づく銃砲等又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査	銃砲又は刀剣類の所持許可申請手数料	(1) 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づく許可の申請に係る審査 6,800円 (当該申請を行う者が本県において同時に他の同号の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づく許可の申請に係る審査)にあつては、4,300円) <u>(新設)</u> (2) (略)
12の2（略）			12の2（略）		

13 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催	猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習手数料	(1) 現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者及び同法第5条の2第3項第2号又は第3号に掲げる者に対する講習会 3,000円 (2) (略)	13 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催	猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習手数料	(1) 現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者及び同法第5条の2第3項第2号に掲げる者に対する講習会 3,000円 (2) (略)
13の2 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会の開催	クロスボウの取扱いに関する講習手数料	(1) 現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けてクロスボウを所持している者に対する講習会 3,000円 (2) その他の者に対する講習会 6,900円	(新設)		
14・14の2 (略)			14・14の2 (略)		
15 銃砲刀剣類所持等取締法第6条第1項の規定に基づく国際競技参加外国人に係る銃砲等又は刀剣類の所持許可申請の審査	国際競技参加外国人に係る銃砲等又は刀剣類の所持許可申請手数料	3,900円 (当該申請を行う者が本県において同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第6条第1項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係る審査にあつては、1,800円)	15 銃砲刀剣類所持等取締法第6条第1項の規定に基づく国際競技参加外国人に係る銃砲又は刀剣類の所持許可申請の審査	国際競技参加外国人に係る銃砲又は刀剣類の所持許可申請手数料	3,900円 (当該申請を行う者が本県において同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第6条第1項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係る審査にあつては、1,800円)
16 銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項の規定に基づく許可証の書換え	銃砲等又は刀剣類の所持許可証の書換え手数料	1,800円	16 銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項の規定に基づく許可証の書換え	銃砲又は刀剣類の所持許可証の書換え手数料	1,800円
17 銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項の規定に基づく許可証の再交付	銃砲等又は刀剣類の所持許可証の再交付手数料	1,900円	17 銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項の規定に基づく許可証の再交付	銃砲又は刀剣類の所持許可証の再交付手数料	1,900円

<p>18 銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第2項の規定に基づく同法第4条第1項第1号の規定による銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可更新申請手数料</p>	<p>(1) <u>新たな許可証の交付を伴う銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査</u> 7,200円 (当該申請を行う者が本県において同時に他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が本県において同時に同法第4条第1項第1号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、4,800円)</p> <p>(2) <u>新たな許可証の交付を伴う銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査</u> 7,200円 (当該申請を行う者が本県において同時に他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が本県において同時に同法第4条第1項第1号の規定に</p>	<p>18 銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第2項の規定に基づく同法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>猟銃又は空気銃の所持許可更新申請手数料</p>	<p>(1) <u>新たな許可証の交付を伴う場合</u> 7,200円 (当該申請を行う者が本県において同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づく許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が本県において同時に同法第4条第1項第1号の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該同法第7条の3第1項の規定に基づく許可の更新の申請に係る審査にあつては、4,800円)</p> <p>(新設)</p>
--	-------------------------------------	---	--	----------------------------	---

	<p><u>基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該同法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査</u>にあつては、 4,800円)</p> <p>(3) <u>新たな許可証の交付を伴わない銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査</u></p> <p style="text-align: right;">6,800円</p> <p>(当該申請を行う者が本県において同時に他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が本県において同時に同法第4条第1項第1号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該同法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、4,400円)</p> <p>(4) <u>新たな許可証の交付を伴わない銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査</u></p> <p style="text-align: right;">6,800円</p> <p>(当該申請を行う者が本県において同時に他の同項の規定に基づくクロスボウの</p>		<p>(2) <u>新たな許可証の交付を伴わない場合</u></p> <p style="text-align: right;">6,800円</p> <p>(当該申請を行う者が本県において同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づく許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が本県において同時に同法第4条第1項第1号の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該同法第7条の3第1項の規定に基づく許可の更新の申請に係る審査にあつては、4,400円)</p> <p>(新設)</p>
--	---	--	--

		所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が本県において同時に同法第4条第1項第1号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該同法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、 <u>4,400円</u>)
19～20の5 (略)		
20の6 銃砲 刀剣類所持 等取締法第 9条の16第 1項の規定 に基づく射 撃練習を行 う資格の認 定の申請に 対する審査	クロス ボウ射 撃資格 認定申 請手数 料	9,300円 (当該申請を行う者が本県において同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第9条の16第1項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に係る審査にあつては、 <u>5,600円</u>)
21～39 (略)		
11 (略)		

19～20の5 (略)		
(新設)		
21～39 (略)		
11 (略)		